

鹿児島大会特別テーマ

より深くかかるいとなみを



永い被差別の時を越え
今、解放への熱い高鳴りを胸に
今日も歩みます

第三十六回全国同和教育研究大会が、十一月二十三日・二十
四日・二十五日、本市で開催されます。

昭和二十八年五月、第一回全
同教大会が開催されて以来、こ
とに今後の展望を具体的に明らか
にするため開かれてきました。

今年は本市で開催されます。
同和教育推進上の諸問題につい
ては、世界人権宣言三十五年という歴
史の節目を刻む研究大会が奈良
で開催されました。

日本国憲法は、すべての国民
に生命、自由及び幸福追求の諸
権利を基本的人権として保障し
ています。ところが、わたした
ちの身の回りには、人間として
幸せに生きたいという願いとは
裏腹に、基本的人権が侵害され
る場合があります。この基本的
な人権が侵されるところに差別が
生じます。

本県の同和教育は、同和問題
について、正しい認識と理解を
深め、人権尊重の精神に徹し、
偏見や差別をなくしていこうと
する意欲と実践力をもつた人間
を育てるなどを、その基本とし
ています。被差別の立場に置か
れている親や子どもたちと「よ
り深くかかるいとなみを」(鹿
児島大会特別テーマ)を大事に
教育実践が続けられています。

今回の大会には、全国各地か
ら、貴重な教育実践と研究の成
果が数多く持ち寄られ、交流と
討論を通じて当面する課題と今
後の展望が明らかにされること
が期待されています。本市から
も、学校教職員や市職員、公民
館、PTA、婦人団体などが参加
することになっています。

【問い合わせ】市教委指導課
(2) 1111

テーマ 「差別の現実から深く学び、生活を高め、
未来を保障する教育を確立しよう」
——同和教育を全國民のものにするために、
部落を解放する教育の内容を創造してい
こう——

第36回全国同和教育研究大会

市内33分散会場で開催

11月23日~25日



市長 安秀山

全国同和教育研究大会に寄せて

理的差別が今でも指摘されています。
この問題の解決は、國や地
方公共団体の責務であると同
時に、國民一人ひとりの課題
でもあると思うのです。

本市でも、学校教育や社会
教育の場で、あるいは広報啓
発活動を通して、同和問題に
ついて正しい認識を深め、人
権尊重の精神を培い、偏見や
差別のない明るい社会づくり
に努力しています。

このたびの全国大会では、
同和問題の認識や同和教育上
の課題について、幅広い視点
から研究討議がなされると伺
っていますが、同和問題解決
への多くの示唆と今後の展望
が明らかにされるものと期待
を寄せていました。市民の皆さ
まの今大会に対するご理解と
ご協力をお願いいたします。

わたしたちは、だれしも健
康で、人間らしい生きがいの
ある幸せな生活を送ることを
願っています。そのためには、
は、すべての人が個人として
尊重され、その能力に応じて
等しく教育を受ける権利が保
障されるとともに、人権や信
条、性別、家柄などによって
差別されないことが基本であ
り、前提でなければならない
と思います。

しかししながら、現実には永
い封建社会の身分制度の中で
形づくられた差別の意識と觀
念が人の心中に残っており
結婚差別や就職差別などの心
から研究討議がなされると伺
っていますが、同和問題解決
への多くの示唆と今後の展望
が明らかにされるものと期待
を寄せていました。市民の皆さ
まの今大会に対するご理解と
ご協力をお願いいたします。



市教育長 中村一則

第三十六回全国教大会が本
市で開催され、「差別の現実
から深く学び、生活を高め、
未来を保障する教育を確立し
よう」を基本テーマに、就学
前の教育から学校教育、地域
社会での子供会活動に至るま
で、幅広く研究討議がなされ
ることになっています。本県
はもとより全国各地から持ち
寄せられた日ごろの研究実践報
告をして、同和教育推進
上の諸問題について、真剣で
活発な論議が展開され、大き
な成果が得られるこことを期待
しています。

同和教育の充実については
、大公が教育関係者のみな
さん、すべての市民の理解と協
力によって計画どおり滞りな
く進展し、所期の成果が得
れるよう祈念いたします。



寺澤 亮一さん

全国同和教育研究大会は、同和教育に取り組む仲間たちの姿とその実践のなかから「部落差別をはじめ一切の差別をこの地上からなくさなくては」という思いや確認が、すべての人びとのものとなつていくことを願いながら開かれてきました。それは「同和対策審議会」答申や「同和対策事業特別措置法」が出て以前からです。

そして、日本の学校教育や社会教育の中に、真に人間の尊厳と自由と平等が確立されることを、教育活動の実践を通して訴え続けています。

差別を許さない決意を すべての人びとのものに



奈良大会全体会場風景

しかしながら、今、同和教育を取り巻く状況は大変厳しく、民主主義を担うわたしたちの一層の大が求められています。全国同和教育研究大会鹿児島大会は、まさにこうしたときに開かれます。

しかししながら、今、同和教育を取り巻く状況は大変厳しく、民衆声に対しても、「同和教育などしなくては」という声があります。今度の大会がこれらの潜んだ声に対して、差別の現実に深く学びながら、突き出していく教

育実践の真のすばらしさを届ける今大会が、参加者はもとより、

取り巻く多くの人びとと共に部落差別をはじめ一切の差別を許さない決意を生活課題とさせる大きな同和教育のうねりをつくり出せるよう頑張ります。

(全国同和教育研究協議会事務局長)

同和問題を正しく知ろう

同和問題とは

今日まで発展してきた日本社会の歴史の中でも、日本国民の一部の人びとが、支配者によってつくり出された身分制度によって、人間以下の生活を強制され、一般の人たちより経済的にも社会的にも極めて低い生活状態に置かれていました。同じ日本人でありながらこの一部の人びとは、あらゆ

この間、この大会は着実に仲間の輪を広げながら、今日では国内最大規模の教育研究大会として開かれ、就学前教育、学校教育、社会教育の分野に及びながら、日本の同和教育運動を切り開く任務を果たしてきました。

さて、部落問題の解決は行政の責務であり国民的課題だといわれながらも、現実にはそうなりえない事柄が現れています。また、残念ながら、教育現場や関係者のなかにも「部落差別などいまどきあるのか?」「差別、差別と言うから、差別がなくな

ります。傍観を装い、無関心を決め込む人たちの存在が、部落差別を許し、ひいては国民の諸権利と幸せの抑圧を許していくことには、鋭い指摘を行わなければなりません。

〔中略〕
「わたしは自分の願いを権利

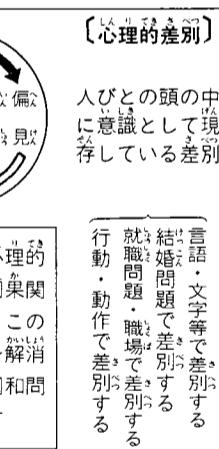
る面での差別を集中的に受け

きました。

身の回りの差別

日本国憲法には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない……」(第11条)で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第二十五条)と明記されています。憲法で保障された基本的人

権は、すべての基本的人権には、だれにでも保障されている市民的権利や自由、すなわち、教育の機会均等を保障される権利、職業選択の自由、居住および移転の自由、結婚の自由などがあります。これらの権利や自由が完全に保障されて



いないという最も深刻で、しかも重大な社会問題を「同和問題」といいます。

ところが、わたしたちの身の回りには、左の図に示されていまするようなさまざまな差別があります。

同和問題の解決は、わたしたちの身の回りにあるさまざまな差別を自分の問題として考えるにかかる課題である」といっています。

ところで、今日の同和問題は、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」を抜きにしてはとうてい考えられません。この答申の前文では、「いろいろでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」といっています。

同和問題解決のための基本方策である「答申」の全文では、「い

うでもなく同和問題は人類普遍

の原理である人間の自由と平等

に関する問題であり、

日本国憲法によって保

障された基本的人権に

かかわる課題である」といって

います。

ところが、わたしたちの身の回りには、左の図に示されていまするようなさまざまな差別があります。

同和問題の解決は、わたしたちの身の回りにあるさまざまな差別を自分の問題として考える

ことから始まります。

全国同和教育研究大会開催要項

1. 〈日 程〉					
	8:00	9:00	12:00	13:00	13:30
11月23日(金)	受付	全体会	昼食・移動	分科会	
11月24日(土)	受付	分科会	昼食	分科会	
11月25日(日)	受付	全体会			

2. 〈分科会〉

第1分科会（就学前教育）

子どもたちの発達を基礎から着実に育っていくことをめざし、さらに、就学前教育と義務教育と小学校低学年教育とのつながりを追求していく。

第2分科会（健 康）

子どもたちの健康をどう保障しているか。

第3分科会（「障害」児教育）

「障害」児の教育を受ける権利をどう保障しているか。

第4分科会（教育内容の創造）

部落を解放する教育内容の創造と学習の保障はどう取り組んでいるか。

① 分散会——「言語認識」をどう育てているか。

② 分散会——「社会認識」をどう育てているか。

③ 分散会——「自然認識」をどう育てているか。

④ 分散会——「芸術認識」をどう育てているか。

第5分科会（自主活動）

児童・生徒の自主的な学習と活動をどう保障するか。

第6分科会（進路保障）

進路保障をどう進めるか。

第7分科会（生活課題と啓発活動）

社会教育行政が部落の生活課題や要求にもとづき、同和教育推進体制の確立をどのように進めているか。

マスコミ、企業、PTA、労組、市民各種団体、宗教界等が自覚的な活動をどのように進めているか。

第8分科会（地域の教育力と学習活動）

① 分散会——生活の中に生き続けている文化と歴史を継承し、要求をふまえた学習をどのように組織しているか。

② 分散会——「識字運動」は、どのように進められているか。

③ 分散会——部落の自主的な子ども会をどのように育てているか。

特別部会

部落問題の認識を深めるために。

3. 〈会 場〉

分科会	会場名	分科会	会場名
就学前教育	中央公民館	自 主 活 動	天保山中
	教育会館		八幡小
健 康	長田中	進 路 保 障	市民文化ホール
	山下小		甲南高
「障害」児教育	市民文化ホール		甲南中
	〃		中洲小
教 育 内 容 の 創 造	中央高	生 活 課 題 と 啓 発 活 動	武 小
	甲東中		西 高
	松原小		伊敷中
	附 属 中		玉江小
	附 属 小		草牟田小
社 会 認 識	荒田小	と 地 域 の 学 び の 創 造 と 要 求 活 動	田上小
	中郡小		工業高
自 然 認 識	南中	識字運動	清水小
	南小	子供会活動	清水中
芸 術 認 識	鴨池小	特 別 部 会	県体育館
	総合職業訓練校	開・閉会行事	〃